

## ④ 財 務 省

法人名	独立行政法人酒類総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:平松 順一)
目的	酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。
主要業務	1 酒類の高度な分析及び鑑定(これらに伴う手法の開発を含む。)を行うこと。 2 酒類の品質に関する評価を行うこと。 3 酒類及び酒類業の研究及び調査を行うこと。 4 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。 5 酒類及び酒類業に関する講習を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	酒類総合研究所分科会(委員長:奥村 洋彦)
ホームページ	法人: <a href="http://www.nrib.go.jp/index.html">http://www.nrib.go.jp/index.html</a> 評価結果: <a href="http://www.nrib.go.jp/gui/houteikoukai.htm">http://www.nrib.go.jp/gui/houteikoukai.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	B	2. 短期借入金については、なし又は計画額以内の借入の場合に「○」と評価。 3. 重要財産の処分については、未実施の場合に「○」と評価。 4. 剰余金の使途は、実績なし又は中期計画に沿った使用の場合に「○」と評価。 5. 施設・設備の整備については、未実施の場合に「A」又は「○」と評価。 6. ※については、中期目標期間のみの評価項目。 7. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いをしているため、総合評価には「—」を記入。 8. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
(1) 物件費の経費節減	A	A	A	A	—	—	
(2) 業務運営	A	A	A	A	A×2	A×1 C×1	
(3) 環境整備・職員の資質向上					A	A	
(4) 施設・機器等の効率的使用及び業務・システムの最適化	A	A	B	B	A	A	
(5) 事務の効率的処理	A	A	A	A			
2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1) 酒類の高度な分析及び鑑定	A	A	A	A	A	A	
(2) 酒類の品質の評価	A	B	A	A	A	A	
(3) 酒類及び酒類業に関する研究及び調査	A+×3, A×13, B×1	A+×3, A×11, B×3	A+×3, A×12, B×2	A+×2, A×14, B×1	A+×1, A×12, B×1	A+×2, A×11, B×1	
(4) 研究・調査の成果の公表及び活性化	A×3	A+×1, A×2	A+×1, A×2	A+×1, A×2	A×2, B×1	A×2, B×1	
(5) 成果の普及	A	A	B	A	A:2	A:2	
(6) 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供	A	A	A	A	A	A	
(7) 酒類・酒類業に関する講習等	A×2	A×1, B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	
(8) その他の附帯業務	A	A	A	A	A	A	
3 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A		A	A	
財務内容の改善:※				A			
(1) 運営費交付金・自己収入:※				A			
(2) 借入金の抑制:※				○			
4 短期借入金	○	○	○		○	○	
5 重要な財産の処分(譲渡等)	○	○	○		○	○	
6 剰余金の使途	○	○	○		○	○	
7 その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1) 施設・設備の整備	A	A	○				
(2) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3) 情報の公開と保護					A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総括評価シートの全体評価)

- 平成19事業年度の業務の実績は、第1期中期目標期間終了時の見直しに対する取組みがなされるとともに、第2期中期目標に照らして順調であると認められる。
- 研究業務については、前年度までに展開してきた独創的で高水準の研究活動を活かしつつ、本年度は新規の取組にも意欲的に挑戦し、多くの研究で新発見の内容を公表しており、一定の成果をあげた点が高く評価できる。
- 研究以外の業務については、酒類業界の発展と社会的要請に対して十分に貢献し、国民に対しても情報提供による基礎的な研究・調査と企業や消費者との橋渡し、ネットワーク作りにおいても、進展が認められた。
- 予算については、的確に運営されているとともに、一般競争入札の増大等が評価できる。
- 業務の全般において、平成18年度の業務実績評価で指摘された事項が適切に反映されており、様々な面での改善が見られ、その努力は評価できる。内部管理面において不適切な点があり、コンプライアンス体制の一層の整備が求められる。

## (2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1課6部門体制による業務の遂行</li> <li>裁量労働制と研究員手当の導入</li> <li>理事長裁量枠予算(56百万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部門制が適切に運営され効果を上げているほか、特別研究プロジェクトチームの開催等が着実に実施されている。裁量労働制や運営会議の機能定着に努め、研究員のインセンティブも強化された。一方で遺伝子組換え酵母の不適切な処理があった点は改善を要する。</li> </ul>
職場環境の整備・職員の資質向上	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期健康診断(年2回)、健康相談(年10回)、安全衛生に関する所内講習会の開催</li> <li>外部研修への職員派遣:4件、外部講師によるセミナーの開催等</li> <li>顕著な業績に対する理事長表彰(3名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の健康管理に配慮しており、安全衛生上の問題も生じていない。</li> <li>職員の資質向上については、研修や理事長表彰により勤労意欲の向上に注力しており、これまでの努力が一層進められている。</li> </ul>
施設・機器等の効率的な使用及び業務・システムの最適化	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究施設・機器等の貸与実績:7件</li> <li>会議室等の貸与:8件</li> <li>ITリテラシー研修の実施(19年11月)</li> <li>業務・システムに係る最適化計画の策定(20年3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究施設、機器等の効率的な使用については、有効な活用が認められる</li> <li>業務・システムの最適化については、研修の充実など一定の成果が認められるほか、最適化計画を策定した点が評価できる。</li> </ul>
酒類の高度な分析及び鑑定	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>発ガン性物質の分析(国税庁):166点、受託分析(民間):81件、浮ひょうの校正:668点(うち国税庁578)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>着実に分析・鑑定業務が行われている。</li> <li>新たにEU向け輸出ワインの分析及び証明書の発行業務を開始するなど引き続き国税庁と連携した業務が実施された点が評価できる。</li> </ul>
酒類の品質評価	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>鑑評会開催:3回、審査員派遣:17件、品質評価基準の作成等支援:3件</li> <li>鑑評会の業界団体との共催化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鑑評会については、業界団体ともに新たに公開き酒会を開催し、来場者アンケートで満足者が70~90%に達した。前回の経験を活かして改善に取り組んだ点が評価できる。</li> </ul>
酒類及び酒類業に関する研究及び調査	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別研究:4件(麹菌培養応答システムの解析及び麹菌総合データベースシステムの開発等)</li> <li>基盤研究:10件(酒類の成分に関する研究、酒類の飲酒生理に関する研究等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1期中期目標期間終了時の見直しを踏まえて、基礎的・基盤的研究への重点化が図られており、多くの分野において、年度計画に沿った良好な進捗をみせている。</li> </ul>
成果の普及	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演会及び講習会への講師派遣:46件</li> <li>遺伝子資源の分与:217株</li> <li>広報誌の発行:2回、34,000部</li> <li>見学者:1,686人、満足度:4.1点/5点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>酒類業界、消費者ともに刊行物の発行等を通じてわかりやすい形で情報提供しており、評価できる。</li> </ul>
酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本酒ラベルの用語事典の追加配付要請があり累計発行総部数107,335部、情報誌の発行:1回、17,000部</li> <li>教養講座:4回開催、参加者175人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本酒ラベルの用語辞典が引き続き広く活用されている。</li> <li>情報誌(お酒のはなし)は、追加配布要請に応え、書籍として取りまとめて発行した。</li> </ul>
酒類及び酒類業に関する講習等	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>清酒製造技術講習:2回、31人</li> <li>酒類醸造講習:2回、21人</li> <li>清酒官能評価講習:2回、24人</li> <li>酒類流通業者への研修15回、479人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者の満足度も高く、業界のニーズに応えているほか、新たに清酒官能評価講習を実施し、清酒専門評価者の認定を行うなど努力が認められる。</li> </ul>
予算、収支及び資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>収入実績(予算):13.1億円(12.9億円)</li> <li>支出実績(予算):12.4億円(12.9億円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期計画に沿って、収入面、支出面とも効率化の努力がうかがわれ、適正に運営され、財務上の収支の健全性も確保されている。</li> </ul>

## 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成17年11月14日)における当委員会からの指摘事項を踏まえ、本法人の現行中期目標では、「鑑評会は、酒総研の後援又は業界団体との共催により実施する。なお、鑑評会の共催の場合は、収支相償の考え方に基いて実施する。」とされており、評価結果において、鑑評会の共催化等の実施状況等については明らかになっている。しかしながら、「収支相償の考え方」については、その内容や根拠等が明らかになっておらず、また、収支相償の達成状況についても評価結果で触れられていない。今後の評価に当たっては、「収支相償の考え方」の具体的な内容を明らかにするとともに、その達成状況についても明らかにした上で評価を行うべきである。
- 本法人の予算運営について、平成19年度実績は、一般管理費及び業務経費の削減と人件費の削減は中期目標を達成しているものの、自己収入実績額は減収の主要因としている講習会未実施の理由を勘案しても18年度と比較して減少している状況が見られる。しかしながら、貴委員会の評価結果においては、前年度比で減少している点について十分な説明を行わないまま評価を行っている。今後の評価に当たっては、自己収入の確保に対する法人の取組とその結果分析を踏まえた評価を行うべきである。
- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で111.5(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報の公表(以下「給与水準等公表」という。)における本法人自身の説明によると、法人固有の事情(①定型的、補助的業務の委託等による役付職員割合の高さ、②調査対象者が少ないこと)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、②についての言及はなされているが、①に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-(ア)、1-(1)-ウ-(イ))の状況がみられるので、これらも踏まえた評価に取り組まなければならない。

法人名	独立行政法人造幣局(平成15年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:西原 篤夫)
目的	貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であつて、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的とする。
主要業務	1 貨幣の製造、販売及び鋳つづしを行うこと。2 貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)第2条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行うこと。3 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。4 勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造を行うこと。5 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと。6 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。7 1から6の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。8 1から7に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	造幣局分科会(分科会長:奥村 洋彦)
ホームページ	法人: <a href="http://www.mint.go.jp/">http://www.mint.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm#03">http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm#03</a>
中期目標期間	5年間(平成15年4月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A <sup>+</sup> 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱い(記述式による評価)をしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1. 業務運営の効率化</b>	A	A	A	A	A	A	
(1) 組織の再編等	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務処理・製造工程の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3) 人材の有効な活用	A	A	A	A	A	A	
(4) 内部管理体制の強化	B	B	A	B	A	A	
(5) 経費の削減	A <sup>+</sup>	A <sup>+</sup>	A <sup>+</sup>	A	A	A	
<b>2. 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	A	A	A	A	A	A	
(1) 貨幣の製造等	A <sup>+</sup> ×1 A×4	A <sup>+</sup> ×1 A×4	A <sup>+</sup> ×2 A×3	A <sup>+</sup> ×1 A×4	A×5	A <sup>+</sup> ×1 A×4	
(2) 勲章等の製造等	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 C×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
<b>3. 予算、収支計画及び資金計画</b>	A <sup>+</sup>	A <sup>+</sup>	A	A	A	A	
<b>4. 短期借入金の限度額</b>	—	—	—	—	—	—	
<b>5. 重要な財産の譲渡等</b>	○	—	—	○	—	○	
<b>6. 剰余金の使途</b>	—	○	○	○	○	○	
<b>7. その他業務運営に関する事項</b>							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 施設、設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3) 職場環境の整備に関する計画	B	A	B	B	A	B	
(4) 環境保全に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成19事業年度は、第1期中期目標期間の最終年に当たるが、独立行政法人への移行に伴い導入した事業部の組織やスタッフ制の一層の定着が図られるとともに、本支局における共通業務の本局への集約化を推進するなど、機動的・効率的な組織体制構築への取組みを強め、意思決定の迅速化が図られている。独立行政法人化により採用した内部管理予算制度、標準原価制度など民間企業的な経営手法が適正に運用され、業務改善提案件数の著増にも見られるようにコスト意識も浸透している。また、人員の削減を伴いつつ自動化機器の積極的な活用による製造工程の効率化を行っていること、造幣事業全体として認証を取得しているISO-9001(品質マネジメントシステム)及びISO-14001(環境マネジメントシステム)について、認証を確実に維持するよう努めるとともに業務運営への十分な活用を図っていることなど、順調に業務運営が行われており、当該年度の実勢を踏まえると中期目標は十分に達成できたものと評価できる。
- 人員については、計画的な削減を行った結果、平成17年度末人員に対して平成19年度末では7.4%の削減となり、6.5%を削減するとして中期計画の目標を達成した。業務運営の効率化の進捗状況を測定するための指標である固定的な経費についても、内部管理予算制度の積極的な活用等による経費削減に努めたことなどにより、平成19年度は161億円となったことで、中期目標期間中の平均額が平成15年度実績額188億円と比較して約7.3%の削減となり、5%以上削減するとして中期計画の目標を大きく上回った。また、公共調達に適正化への取組みとして、随意契約によることのできる基準額の引下げ、契約に係わる情報の公表、真にやむを得ないもの以外の一般競争入札への移行といった見直しを行った。

- 基幹業務である貨幣と勲章の製造については、品質面、数量面ともに引き続き適正に製造されている。予防保全に重点をおいた日常点検や各課職員による自主保全活動の取組みが定着してきており、製造機械の故障件数も減少している。また、製造工程においては、自動化機器を積極的に導入する一方で、技術の維持・伝承と職員の技術向上のための研修を実施するなど、人材の育成にも力を入れている。これまでの造幣局の高度な貨幣製造技術が海外からも評価され、初めて外国の法定通貨であるニュージーランドの銀貨幣を製造し、これを組み込んだ貨幣セットの販売も行った。貨幣セット販売は、新技術を用いた製品の開発、代金支払方法の多様化への取組みなどを通じ、引き続き順調である。貨幣の販売業務についてはこれまで一部外部委託を行ってきたが、公共サービス改革基本方針(19.12.24 閣議決定)に沿って、事務・事業の質の維持や、効率性等の観点を踏まえつつ、今後、さらに検討が進められることを期待する。なお、地方自治法施行60周年を記念し、平成20年度から都道府県ごとの図柄により、記念貨幣を順次製造することとなった。今後、デザイン力についても、記念貨幣の検討などを行う中で、新機軸も含め更なる向上が図られることを期待したい。
- 品位証明事業は、貴金属取引の安定に寄与するという公共的な役割を担っているものである。平成19年度については、「貴金属の品位証明業務に係るアクションプログラム」による手数料体系の見直し等により受託数量は下げ止まり傾向、受託金額は前年度比増と、収支改善努力の成果が出始めている。なお、採算性の確保の観点も考慮しつつ、引き続き努力を期待したい。
- 財政面においても安定的な業績を維持しており、経常収支比率も114.6%と中期計画に掲げる目標(100%以上)を上回っており、順調な業務運営が行われている。また、棚卸資産回転率は、中期計画の目標を下回ったものの、これは予想外の地金価格の高騰によるものであり在庫数量ベースでは成果を上げている。
- 職場環境については、障害が残る災害の発生はなく、職場環境整備計画の効果的な実施によって、職員の安全と健康の確保に努めている。特に近年求められているメンタルヘルスケアの課題に対応した施策も積極的に実施している。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費の削減	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度末の人員数:1,033人(17年度計画における期末人員(1,115人)に対して7.4%の削減)</li> <li>固定的経費:161億円(第1中期目標期間中の平均174億円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人員の削減は、中期計画(17年度末比6.5%削減)を上回る7.4%の削減を実現。</li> <li>固定的な経費の削減は、19年度実績は161億円となり、中期計画の目標(15年度実績(188億円)と比較し5%以上削減)を上回った。</li> </ul>
貨幣の製造等	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産管理システム及びERPシステムを活用し、製造予定及び実績等の評価により生産管理を徹底し、製造計画(合計1,120,080千枚)を確実に達成。</li> <li>貨幣製造計画に変更(4、10、12、3月)が生じた際にも、効率的な作業計画を迅速に策定し、対処。</li> <li>故障件数12件(前年度15件)、故障停止時間86時間(前年度67時間)</li> <li>500円ニッケル黄銅貨の仕損率:0.6%(前年度0.5%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貨幣の製造については、高品質で純正画一な貨幣の確実な製造を行っており、財務大臣の定める貨幣製造計画を順調に達成。故障件数は中期目標期間中の最少となったこと、仕損率が中期計画の目標を達成したことは評価できる。</li> </ul>
貨幣の製造等	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>貨幣セット等販売実績:757,102セット(年度計画:854,000セット)</li> <li>戦後初めて外国の法定通貨であるニュージーランドの銀貨幣を製造。この銀貨幣を組み込んだ「日本・ニュージーランド友好2007ブルーフ貨幣セット」及び銀貨幣単体の「ニュージーランド1ドル銀貨幣アオラキ/マウント・クック」を販売。</li> <li>アンケート調査(顧客満足度):4.3(5段階評価)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民のニーズに対応した貨幣セットの販売努力のほか、戦後初めて外国の法定通貨であるニュージーランド銀貨幣を製造し、これを組み込んだ貨幣セットを販売。</li> <li>マーケティング調査などを活用し、新たな貨幣セットの開発や、プラスチックケースに新たな工夫をするなど、顧客のニーズを先取りする形の貨幣の販売は高く評価できる。</li> <li>貨幣の販売業務についてはこれまで一部外部委託を行ってきたが、公共サービス改革基本方針(19.12.24 閣議決定)に沿って、事務・事業の維持や、効率性等の観点を踏まえつつ、今後、更に検討が進められることを期待。</li> </ul>
勲章等の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>勲章製造請負契約に基づく勲章の製造(27,436個)、納期内に納品。</li> <li>本局装金課の技能職員数:90人(19年度期初)(15年度期初97人)</li> <li>顧客ニーズに即した金属工芸品の多様化・高品質化の製品として、フォトイメージ加工技術を極印製作に用いた「坂本龍馬肖像メダル」等を製造・販売。同製品は3,488個販売(販売予定数量3,000個)。</li> <li>受注・販売実績 勲章類:27,436個(計画28,731個) 銀盃類:1,288個(計画1,358個) 一般工芸品:90,147個(計画47,478個)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勲章の製造は内閣府との契約どおり確実に行われ、工程においては、マシンングセンタ、七宝自動盛付機等の自動機械の導入で効率化が促進。</li> <li>金属工芸品については、新しい技術の導入や、海外への販売促進を積極的に行うなど、積極的な業務運営を行っており評価できる。</li> </ul>
勲章類の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>貴金属の品位証明業務実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貴金属の品位証明業務については、アクシ</li> </ul>

		<p>受託実績:294,301 個(年度計画 30 万個)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貴金属の品位証明業務に係るアクションプログラムに基づき、30%程度の手数料引上げ、大口割引制度導入を実施。</li> </ul>	<p>ョンプログラムにより、大口割引制度の導入等を行い、受託数量は下げ止まり傾向、受託金額は平成3年以来となる前年度比増と、一定の成果を上げつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国において流通する貴金属製品の品質確保、取引の安定に寄与するものであり、公的機関である造幣局において維持すべき事業であるが、「採算性の確保の観点も考慮」という中期計画に照らし、収支改善に向けた取組の継続が求められる。</li> </ul>
予算、収支計画、資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>経常収支比率:114.6%(目標 100%以上)</li> <li>棚卸資産回転率:2.32 回(中期目標期間中の平均 2.69 回)(目標 2.86 回(15 年度実績)を上回る。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な部門別管理、月次管理の徹底の結果、経常収支比率は中期計画の目標(100%以上)を大きく上回って 114.6%となり、健全な財政運営が行われている。棚卸資産回転率は中期計画を下回っているが、これは地金相場の高騰が大きく影響したものであり、数量ベースでは棚卸資産の圧縮努力が見て取れる。</li> </ul>
剰余金の使途	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 18 年度末目的積立金残額(1,414,815,336 円)に対し、1,414,810,839 円を活用。</li> <li>目的積立金の使途:工業用水・上水設備棟新築その他整備工事、ERPシステム更新、広島支局構内通路等整備工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的積立金については、施設・設備の更新だけでなく、職場環境の整備に資する目的等に適切に支出されている。</li> </ul>
人事に関する計画	7(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 20 年度期初人員:1,050 人(19 年度期初人員 1,081 人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤職員の削減(31 名)を続ける中、人員の配置についての経営努力を重ね中長期的な視点に立った人的資源の有効活用を図る視点から、年齢構成や技能伝承も考慮している点が評価される。</li> </ul>

### 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 貴金属の品位証明業務については、第1期中期計画において「最近の受注動向を受けて業務運営方法を見直す等、経費削減を図るとともに採算性確保の観点も考慮しつつ、適切な手数料体系を構築します」とされていること等を踏まえ、本法人において、平成 19 年1月に「貴金属の品位証明業務に係るアクションプログラム」を策定し業務改善を図っており、20 年度の収支相償に向けて着実に収支は改善している。貴委員会においては、当該アクションプログラムにより、「人員の削減、手数料の引き上げ、大口割引制度の導入等を行い、受託数量は下げ止まり傾向、受託金額は平成3年以来となる前年度比増と、一定の成果を上げつつある」こと等を総合的に勘案し、B評定(中期目標をおおむね達成できる状況)としている。しかしながら、当該業務については、第1期中期目標期間の最終年度である 19 年度のみならず、当該中期目標期間全体においても損失が発生していること、貴委員会として「採算性の確保の観点も考慮」という中期計画に照らし、収支改善に向けた取組の継続が求められる」と意見を述べていることを踏まえる必要がある。今後の評価に当たっては、貴金属の品位証明業務に係る評価結果において、収支面に留意しつつ、貴委員会が評定に至る理由を明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人国立印刷局(平成15年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:仁尾 徹)
目的	銀行券の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、官報の編集、印刷及び普及を行い、並びに法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等により公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的とする。
主要業務	1 銀行券の製造を行うこと。2 銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。3 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。4 法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及を行うこと。5 国債証券、印紙、郵便切手、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物の製造又は印刷を行うこと。6 1から5の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。7 1から6に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	国立印刷局分科会(分科会長:奥村 洋彦)
ホームページ	法人: <a href="http://www.npb.go.jp/">http://www.npb.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm">http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成15年4月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A <sup>+</sup> 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱い(記述式による評価)をしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1. 業務運営の効率化</b>	B	A	B	A	B	B	
(1) 効率的かつ効果的な業務運営の確立	B	A	A	A	B	B	
(2) 内部管理体制の強化	A	C	C	B	B	B	
(3) 業務運営の効率化に関する指標	A	A	A	A	A	A	
<b>2. 業務の質の向上</b>	A	A	B	B	B	B	
(1) 銀行券の製造等	A×3	A×2 B×1	A×2 C×1	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	
(2) 官報、法令全書等の提供	A	A	A	A	A	A	
<b>3. 予算、収支計画、資金計画</b>	A	A	A	A	A	A	
<b>4. 短期借入金の限度額</b>	—	—	—	—	—	—	
<b>5. 重要な財産の譲渡等</b>	—	○	—	○	○	○	
<b>6. 剰余金の使途</b>	—	—	—	—	—	—	
<b>7. その他業務運営に関する事項</b>							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 施設、設備に関する計画	A	A	A	A	B	A	
(3) 職場環境の整備に関する計画	B	B	A	B	A	B	
(4) 環境保全に関する計画	A	B	A <sup>+</sup>	A	A	A	
(5) 印刷局病院	A	A	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成19事業年度は、独立行政法人移行後5年目であり、第1期中期計画期間の最終年に当たるが、これまでの期間で達成してきた計画を更に着実に進めている。中でも業務の効率化や内部管理体制の強化、安定した操業体制の確立へ向けての設備投資など進展の見られた年度であった。国立印刷局の当該事業年度の実績を踏まえると中期目標を概ね達成することができたと評価できる。
- 組織運営においては、組織体制の再編、製造工程・業務処理の効率化、人材の効果的な活用などでの経営努力が見られ、その成果も確認し得る。特に、人員や固定的経費の削減は、中期計画を上回るペースで進められ、業務運営効率化の努力が成果を生み出しつつある点は評価できる。他方、調達手続の適正化に向けた取組みについては、一般競争入札の割合を高める努力は見られるものの、平成19年12月以前においては、やや随意契約の割合が高かったこともあり、なお是正改善が望まれる。
- 内部管理体制については、製品の数量管理、秘密漏洩防止に関わる管理、情報セキュリティ確保に関わる管理のいずれにおいても問題は発生していない点については評価できる。他方、自動車保管場所標章の取引について、公正取引委員会から「独占禁止法違反につながるおそれがある」として「注意」を受けたことに関して、コンプライアンスの強化・徹底を図る必要がある。

- 基幹業務である銀行券製造についてみると、高品質かつ均質な状態で納期どおり製造・納品し、研究開発業務においては、偽造抵抗力の強化や認識容易性の向上に関する研究課題、製造の効率化に関する課題等に取り組み、認証技術に関する各種機関との共同研究の実施、学会誌への論文発表、特許出願など活発に行った。その他の主要業務である官報においては、電子入稿率の向上と、入稿から発行までの期日短縮が進み、紙媒体ではない電子的手段による提供でも利便性を高めアクセス件数も増大した。また、ICチップ内蔵の新型旅券の製造・納品も円滑に行われている。
- 職場環境については、労働災害面で、安全点検の実施、安全教育の強化など労働安全の保持に努めた結果、「障害が残る災害」ならびに「休業4日以上」の労働災害が共にゼロとなった。
- 財務面においては、給与構造改革の取組みや人員の削減による人件費の削減、製造費用の削減に努めた結果、経常収支率114%と目標の100%以上を大きく上回り、また機械装備回転率も3.2回と目標の2.7回以上を上回っている。売上数量が低下する中で、コスト削減に努めた成果が窺える。
- 病院事業については、小田原健康管理センターは19年度末で廃止し、東京病院は他の機関への移譲に向けた取組みを行うなど抜本的対策を進めている。東京病院の収支改善に向けた経営努力をアクションプログラムに沿って展開し、一部で成果を収めている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的かつ効果的な業務運営の確立	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 銀行券製造部門全体の人員を削減する中、製造工程ごとの稼働体制や検査装置の導入による配置人員の見直しなど、製造体制を効率化。証券部門においては、製版部門における作業編成や配置人員の見直しを行うなど、製造体制を効率化。国立印刷局全体の人員は、平成19年度期首と平成20年度期首との比較で129人の削減。</li> <li>• 生産系システム(統合業務システム)については、情報製品は平成18年4月、銀行券は平成19年4月から運用を開始。</li> <li>• 入札及び契約の適正化を図るための措置を徹底するとともに、随意契約の低減に向けた取組を強化。</li> <li>• 随意契約件数(不落・不調随意契約、企画競争及び公募による契約並びに国の少額随意契約限度額以下の契約を除く。):635件(前年度(1,110件)比△43%)。</li> <li>• 大手町敷地について、都市再生本部等の協力の下、東京都、地権者等と連携した連鎖型再開発事業の検討を行ったが、参加する事業者がなかったことから、当該敷地単独による再開発事業の検討を開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 組織体制については、人員削減・再配置、印刷局病院の経営刷新、小田原健康管理センターの廃止などに代表される業務運営の効率化努力が成果を生み出しつつある面は評価できる。</li> <li>• 生産系システム(統合業務システム)については、当初計画に対しかなりの遅れが生じ全面稼働まで4年という長期の歳月を要したこともあり、今後早期にシステムの稼働を軌道に乗せ、管理運用状況の把握を一層きめ細かく進めていくことが望まれる。</li> <li>• 調達手続の適正化に向けた取組みについては、一般競争入札の割合を高める努力は見られるものの、平成19年12月以前においては、やや随意契約の割合が高かったこともあり、なお是正改善が望まれる。</li> <li>• 保有資産については、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)に沿った検討が進められている。</li> </ul>
内部管理体制の強化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 役職員のコンプライアンス意識の浸透・徹底のための啓蒙活動の推進、セキュリティ管理・情報管理などを徹底。</li> <li>• 官報営業及び製造に従事する職員に対し、一定の株式等取引を行わないよう指示。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 内部管理体制については、製品の数量管理、秘密漏洩防止に関わる管理、情報セキュリティ確保に関わる管理のいずれにおいても問題は発生していない点については評価できる。また、監事との意見交換からも内部管理体制の強化について進展があると認められる。</li> <li>• 昨年までの事故の発生に対して対策を集中して実施したように思われる。今年は秘密漏洩防止やインサイダー情報の管理などについて、規則整備など具体的な施策(ハンドブックの作成と指導等)を実行し、中期目標へ向けて一歩前進した。</li> </ul>
業務運営の効率化に関する指標	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 勤務実績を給与に反映させるため、管理職員に対する奨励手当の査定原資を一層増額することにより、勤務実績の反映拡大を平成19年12月期の奨励手当から実施。</li> <li>• 人員数:4,834人(H20年度期首)(対前年度比△2.6%)</li> <li>• 固定的な経費:577億円(対前年度比△2.7%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人件費改革は、製造工程ごとの稼働体制や検査機器導入による配置人員の見直しなどにより製造部門の効率化が進み、平成19年度中に人員を129人(年度当初比△2.6%)削減、また、奨励手当に勤務実績を反映させるよう給与構造を改善するなど一層進展した。固定的経費は人件費の削減等により、前年度比2.7%減少した。この結果、人員及び固定的経費の削減は、中期計画の目標を大きく上回って達成し、良好な成果をあげている。</li> </ul>
銀行券の製造等	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 印刷部門等の二交替勤務体制による機械稼働及び製紙部門の長期連続操業などにより、財務大臣の定める製造計画(33億枚)を達成。</li> <li>• 平成18年度に品質管理・保証体制の構築に向けて設置した品質管理体制の改革に関する対策室を中心に、引き続き品質管理・保証を強化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 財務大臣の定める製造計画どおり、年間33億枚という大量の銀行券を高品質かつ均質な状態で製造し、遅れることなく納品した。この間、土、日等を含む長期連続操業体制維持のための人員配置や、品質管理・保証体制強化のための検査装置の導入に積極的に取り組み、高品質・均質な銀行券の製造体制の整備・確保に努めた。</li> </ul>
官報、法令全書	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電子入稿率:96%(裁判所公告)、70%(法令</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 官報については、電子入稿率の向上と、入稿から</li> </ul>

等の提供		<p>等の公文)、70%(会社及び特殊法人等の公告)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 官報訂正記事件数:30件(年度計画31件以下/10万件)</li> <li>• 官報サイトアクセス件数:750万件</li> <li>• クレーム件数:6件(前年度5件)</li> </ul>	<p>発行までの期日短縮が進み、また、紙媒体ではない電子的手段による提供でも利便性を高めアクセス件数も増大した。ICチップ内蔵の新型旅券の製造・納品も円滑に行われている。なお、官報の訂正記事件数は年度計画を下回っているものの、今後とも件数自体を減らすべく確認体制の強化が望まれる。</p>
予算、収支計画、資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 経常収支率:114%(目標100%以上)</li> <li>• 機械装備回転率:3.2回(目標2.7回以上)</li> <li>• 当期純利益:12,424百万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人件費並びにその他経費の削減を引き続き推進して採算性を向上させ、経常収支率は中期計画の目標(100%以上)を上回って114%、機械装備回転率も年度計画の目標(2.7回以上)を上回る3.2回と成果をあげている。セキュリティ製品事業及び情報製品事業部門別の営業収支率はそれぞれ109%、128%と前年を上回る収支改善が図られている。</li> </ul>
重要な財産の譲渡等	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成18年度から手続を行っている土地24件のうち17件を譲渡(売却価格4,968百万円)。</li> <li>• 小田原健康管理センターの移譲先の公募を行ったが、応募者がなかったことから、同センターを廃止(H20.3.31)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 業務の効率化により出先機関等の土地で不用となったものについて、適切な手続で売却が進められている。</li> </ul>
印刷局病院	7(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 東京病院:平成18年度から3年間でキャッシュ・フローベースでプラスを目標とするアクションプランの実施。病棟の看護体制を3病棟制(132床)。</li> <li>• 小田原健康管理センター:平成20年3月31日をもって廃止。</li> <li>• 医業損益:△639百万円(対前年度116百万円改善)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 小田原健康管理センターを19年度末で廃止し、東京病院は他の機関への移譲に向けた取組みを行うなど抜本的対策を進めている。東京病院の収支改善に向けたアクションプログラムは一部で成果を進めているが、収支均衡面では更なる対策が必要である。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人通関情報処理センター(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:菊池 武久)
目的	国際貨物業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。2 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。3 国際貨物業務に先行し、又は後続する業務その他の国際貨物業務に関連する業務(関連業務)を行う者の使用に係る電子計算機に関連業務を処理するために必要な情報を送信し、又は当該電子計算機から国際貨物業務を処理するために必要な情報を受信するため上記1の電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること(国際貨物業務は、税関手続に係るものに限る。)。4 上記3の送信又は受信のために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。5 1から4に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	通関情報処理センター分科会(分科会長:黒川 和美)
ホームページ	法人: <a href="http://www.naccs.jp/">http://www.naccs.jp/</a> (特殊会社となった現在のものであるが、独立行政法人時の公表資料等も本ホームページにおいて公表されている。) 評価結果: <a href="http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/top.htm">http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/top.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成15年10月1日～平成20年9月30日)

### 1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については○×の2段階評価。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>						
<b>1. 業務運営の効率化</b>	A	A	A	S	A	
(1)組織の再編等	A×2	A×2	A×2	A×3	S×1 A×2	
(2)業務の効率的処理	A×2 B×1	A×3	A×3	A×3	A×3	
(3)予算の効果的・効率的な執行	A×4	S×1 A×3	A×4	S×3 A×1	S×2 A×2	
(4)主たる事務所の移転	○	A	A	—	—	
<b>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	A	A	A	A	A	
(1)システムの安定的な運営	A×4	S×1 A×3	A×4	S×1 A×3	A×4	
(2)システムの機能の向上	A×5	A×5	A×1 B×2	A×3	A×3	
(3)利用者サービスの向上	S×2 A×2 B×1	S×1 A×4	A×5	A×5	A×5	
(4)システムの利用促進	B	A	A	A	S	
<b>3. 予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	A	A	
(1)予算(中期計画の予算)	A	A	A	A	A	
(2)収支計画	A	A	A	A	A	
(3)資金計画	A	A	A	A	A	
<b>4. 短期借入金の限度額</b>	○	A	—	—	—	
<b>5. 重要な財産の譲渡等</b>	—	—	—	—	—	
<b>6. 剰余金の使途</b>	—	—	—	—	—	
<b>7. その他業務運営に関する事項</b>	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×3	
(2)施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	
(3)情報セキュリティの強化等	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	
(4)次期システムの開発に関する計画	A	A	A	A	A	
(5)利用料金の設定	A	A	A	A	A	
(6)積極的な情報提供	S	A	A	A	A	

### 2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

#### (1)総合評価

##### (総合評価の内容)

- 中期計画の達成に向け適切に実施している。特に、予算の効果的、効率的な執行については、一般管理費、業務経費などの削減率が中期計画を上回る成果を上げていることは評価できる。また、監事による監査を行うなど随意契約全般の見直しを実施し、契約の適正化に取り組んでいることは評価できる。次期NACCSについては、利用者説明会の開催などにより参加事業者は着実に増加しており、参加促進の努力は高く評価できる。
- 今後においては、次の点を考慮されることを期待する。
  - システムの安定的な運営のため、総合点検や業務繁忙期の特別点検など必要な点検を引き続き実施されたい。

- ・国際物流の迅速化などに寄与するため、民間の貿易関連システムや諸外国の通関システムとの連携に出来るだけ幅広く対応して頂きたい。
- ・次期 NACCS の利用料金については、調達コストの低減や利用者の意見も踏まえ、出来るだけ安く、多くの利用者が参加できるような料金設定に頂きたい。
- ・ホームページを活用した積極的な情報提供に取り組まれており、この状況を維持して頂きたい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
予算の効果的・効率的執行	1 (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般管理費(人件費を含む。):中期目標期間中 13%削減を目標→17.0%削減を達成</li> <li>・業務経費(既契約債務等を除く。):中期目標期間中 8%削減を目標→19.3%削減を達成 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務経費(既契約債務及び利用者負担支出を除く。)の削減は中期計画を大幅に上回っており、中期計画の達成に向け優れた実績をあげている。</li> <li>・予算の効率的・効果的な執行のため、監事による監査を行うなど随意契約全般の見直しを実施し、契約の適正化に取り組んでいることは評価できる。</li> </ul>
システムの安定的な運営	2 (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム稼働率 99.992%</li> <li>・ハードウェアの保守体制及びソフトウェアのリリース時のチェック体制等について、点検・検証を実施</li> <li>・オペレーション業務及びその関連業務について、点検・検証等を実施 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期計画の達成に向け適切に実施している。ほぼ 100%のシステム稼働率を維持し、障害発生時の対応の改善に努めている。</li> <li>・システムの安定的な運営のため、総合点検や業務繁忙期の特別点検など必要な点検を引き続き実施されたい。</li> </ul>
利用者サービスの向上	2 (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問い合わせに対する回答状況の実態調査を実施し、その結果を業務へ反映</li> <li>・ヘルプデスク業務の見直しに向けたシステム開発等を実施</li> <li>・新規利用申込から利用開始までの標準日数の維持</li> <li>・利用者との定期会議の開催、及びその内容の業務運営への反映 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期計画の達成に向け適切に実施している。</li> <li>・利用者からの問い合わせに対し、可能な限り即答を行うなど迅速に対応し、利用申込みから利用開始までの標準日数を維持、利用者との定期会議を開催し、利用者のニーズの把握に努めていることは評価できる。</li> <li>・また、アンケートを実施し、寄せられた意見を利用者サービスに反映させていることは評価できる。</li> </ul>
システムの利用促進	2 (4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム未参加事業所への戸別訪問、各種会合等での参加促進</li> <li>・18年度末比672事業所の増加 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者説明会などの積極的な開催により、システム参加事業者数は着実に増加しており、参加促進の努力は高く評価でき、中期計画の達成に向け優れた実績を上げている。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26 及び H21.1.7) (個別意見)

- ・本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 114.1(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。これについては、評価結果において「給与水準の見直しを行うなど中期計画の達成に向け適切に実施している」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の勤務地、②その他法人固有の事情(税関等の業務に精通した人材を出自者によって確保している、情報通信業の平均給与等を勘案している)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア(ア)、(イ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ(イ))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まされたい。
- ・本法人については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「一般競争入札において落札率が100%となっている事例が指摘されている。今後の評価に当たっては、一般競争入札における競争性の確保の観点から、その適正な実施について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。しかしながら、平成 19 年度の評価結果を見る限りにおいては、当該指摘を踏まえた評価が行われたことが明らかとなっていない。本法人は、平成 20 年1月に特殊会社に移行しているが、当該会社の経営の効率化の観点からは、入札の適正実施や契約の適正化の重要性はより高まっていると考える。ちなみに、「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律」の衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会の付帯決議においては、「特殊会社後においても業務の公共性にかんがみ、経営内容や調達状況についての情報公開、一般競争入札を基本とする透明性の高い調達手続について、現状を下回ることはないよう措置するとともに、天引き問題を惹起することのないよう努めること。」とされている。貴委員会においては、当委員会からの一般競争入札の適正な実施についての評価が不十分であったとの指摘を踏まえ十分な評価を行うとともに、移行後の特殊会社において定款に基づき設置されている経営計画等を検討する第三者委員会において一般競争入札の適正な実施についての評価が行われるよう努めるべきである。

法人名	独立行政法人日本万国博覧会記念機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:中井 昭夫)
目的	人類の進歩と調和を主題として開催された日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに、日本万国博覧会記念基金を設けてこれを管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念すること。
主要業務	1 日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営すること。 2 日本万国博覧会記念基金を管理し、及び運用すること並びにその運用により生ずる利子その他の運用利益金の一部をもって日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
委員会名	財務省独立行政評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	日本万国博覧会記念機構分科会(分科会長:橋本 介三)
ホームページ	法人: <a href="http://www.expo70.or.jp/">http://www.expo70.or.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/top.htm">http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/top.htm</a>
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第一期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S,A,B,C,Dの5段階評価。
<項目別評価>							2. 「2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上」の評価について、H15年度は公園事業、基金事業ごとに評価を実施。
<b>1.業務運営の効率化</b>	A	A	A	A	A	A	3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「一」を付している。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
(1)業務の効率的処理	A×6 B×1	A×7	A×7	A×7	A×7	A×7	
<b>2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上</b>	公:A 基:B	A	A	A	B	A	
(1)利用者に対するサービスの向上	A×3 B×1	A×3 B×1	A×4	A×3 B×1	A×4 B×1	A×4 B×1	
(2)環境保全への積極的な貢献	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(3)環境保全に関する計画の策定	B	A	A	A	A	A	
(4)地域社会への積極的な貢献	A×2 B×1	A×3	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	
(5)効果的な助成金の交付	B×2	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(6)助成金交付の選定手続き等における客観性及び透明性の確保	B×3	A×3	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	
(7)基金の管理及び運用における客観性及び透明性の確保	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	A	A	A	
<b>4.短期借入金の限度額</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>5.重要な財産の譲渡・処分</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>6.剰余金の使途</b>	-	-	-	A	-	A	
<b>7.その他業務運営に関する事項</b>	A	A	A	B	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)公園整備等に関する計画	A	A	A	B	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 万博記念公園での活動に関する広報活動が充実し、季節の定番ニュースとしてマスコミで定着しつつあるように思われる。民間発想の導入でも、従来からの取組みに加え、大学や民間教育関連会社との連携した取組みも行われており、公園緑地における民間的発想の導入のモデルであると評価できる。
- 総費用、一般管理費、人件費については、年度計画における目標値を達成している。給与水準の適正化については、若年層の本給引き上げを行わない等の取組みを実施しているが、給与水準そのものは対国家公務員112.6と依然として高い水準にあり、今後とも適切に見直す必要がある。
- 競争的な契約の拡大については着実に行われている。また、随意契約の透明性、競争性の向上の観点から「企画競争実施委員会」が設置されており、適切な審査等が行われたものと認められる。一般競争入札52件について、詳細な資料提出と説明を求めた。また、落札率95%以上のもの16件については、その理由等を検討し特段の問題はないものと判断した。
- 公園事業については、利用者のニーズに的確に対応している外、民間発想の活用等により、入園者数及びスポーツ施設等の利用件数は目標を上回る実績を上げている。基金事業については、社会への浸透のための更なる取組みが求められるが、環境への重点化等により、的確に実施したものと認められる。
- 公園内の安全確保については、個別に評価項目を設けて評価を実施。安全確保の取組み等が有効に働き、常に利用者や業務受託者の安全が確保できるよう一層の徹底が求められる。

## (2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費の削減	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度比で、総費用は28.8%、一般管理費は22.4%の削減となり、中期計画の最終目標(それぞれ20%以上削減)を達成。</li> <li>給与水準は、国の給与構造改革に準じた見直しに加え、19年度は人事院勧告に準じた若年層の本給引き上げを行わなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総費用、一般管理費、及び人件費ともに削減目標を達成。</li> <li>給与水準については、平均給与額は見直しの効果が現れているが、対国家公務員指数は依然として高いので、今後とも適切に見直す必要。</li> </ul>
競争的な契約の拡大	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の整備・管理業務における競争的契約の実績割合は、全体で83.6%で、中期計画の目標(80%以上)を上回った。</li> <li>「企画競争実施委員会」を設置し、公募及び企画競争事案について審査。</li> <li>「随意契約見直し計画」を策定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争的契約の割合は中期計画の目標を超えており、「企画競争実施委員会」の設置が行われている。</li> <li>随意契約見直し計画において、今後とも随意契約によらざるを得ないとした4件は現状ではやむを得ないと認められる。</li> </ul>
入園者数増加に向けた努力	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入園者数は1,583,692人となり、年度計画の1,298,519人を上回った。スポーツ施設等の利用件数は12,154件で、年度計画の10,885件を上回った。</li> <li>再入園者数は1,483,919人で、中期計画目標の100万人を上回った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズに対応した企画立案、広報活動が充実した結果、入園者数、スポーツ施設等の利用件数が目標値を上回っている。再入園者数は目標の150%近くを達成している。</li> </ul>
公園内の安全確保	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>エキスポランドの事故を教訓に、「安全管理体制検討会」を設置し、「万博記念公園安全管理対応指針」を取りまとめ、同指針に基づき、「万博記念公園安全管理連絡会議」を発足させ、安全管理に関する注意喚起と情報交換等を行った。</li> <li>AEDの使用講習会、工事施工業者への安全教育を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これらの対策が有効に働き、つねにお客様や働く人の安全が確保できるように今後も一層の徹底が望まれる。</li> </ul>
助成の対象	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「万博公園賑わい創出支援事業」の助成限度額を3,000万円から5,000万円に引き上げ。</li> <li>基金事業のあり方について検討し、一般の助成事業における「環境」への重点化等を図ることとした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への重点化、賑わい創出支援の一層の推進等、助成の独自性を高めようとする動きが評価できる。</li> </ul>
申請者の利便性の向上	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>20年度助成事業の申請においても、申請書の押印や一部書類の添付を不要とした。</li> <li>助成事業の成果等の把握のため、実地調査を実施。</li> <li>19年度助成事業から、助成事業の事後評価を本格的に実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事後評価制度がスタートしたことは評価。また、該当しない申請件数の減少等の形で基金事業の周知が進んでいる。</li> <li>今後、事後評価の取組が事前評価へのフィードバックや助成成果広報に生かされることを期待。</li> </ul>

## 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 貴委員会では、園内の災害対応マニュアルや訓練の実施の必要性について、平成17年度の評価結果及び18年度の評価結果に引き続き、19年度の評価結果においても指摘しているところである。このような状態に対して、貴委員会においては、3年間同様の指摘を行っていることについてその考えを明らかにした上で、可能な範囲の対応を促す必要がある。
- 本法人では、平成19年度に公園内の遊園地において死傷事故を含む複数の安全に係る事案が発生したところであり、公園内の安全対策の必要性が明らかになったところである。これに関して、事故を受けて講じた安全対策については業務実績報告書及び評価結果においても言及されているところだが、個別の事故において原因の検証がなされ、かつ、それを説明している内容とはなっていない。事故の重大性にかんがみると、そのような記述がされるべきと思料される。今後、同様の安全に係る重大な事案が生じた場合には、その原因を分析した上で、講じた措置の適切性について検証すべきである。
- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で112.6(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、法人固有の事情(旧認可法人の給与体系が基になっていること等)が挙げられている。しかしながら、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(7)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-(7))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれない。

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堤 芳夫)
目的	農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うこと。2 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金を貸し付けること。3 林業者等が融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。4 漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。5 漁業共済団体等の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	農林漁業信用基金分科会(分科会長:首藤 恵)
ホームページ	法人: <a href="http://www.affcf.com/">http://www.affcf.com/</a> 評価結果: <a href="http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/top.htm">http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/top.htm</a>
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第一期中期 目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A <sup>+</sup> 、A、B、C、Dの5段階評価。ただし、2段階評価が適当な項目については○×による評価。 2. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	B	B	B	B	B	
(1) 事業費の削減・効率化	A	B	B	B	A	A	
(2) 業務運営体制の効率化	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
(3) 経費支出の抑制	A	A	A	A	A	A	
(4) 内部監査の充実	B	B	B	A	B	A	
(5) 評価・点検の実施	B	B	B	B	B	B	
(6) 情報処理システムの効率的な開発・運用	A	B	B	B	B	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	B	B	B	B	B	B	
(1) 事務処理の迅速化	A×1 B×2	A×3	A×2 B×1	A×3	A×2 B×1	A×3	
(2) 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
(3) 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	A×1 B×4	A×1 B×3	A×2 B×2	A×2 B×2	A×1 B×3	A×4 B×1	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	B	B	B	B	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等の計画	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. 施設及び設備に関する計画	B	A	—	—	—	A	
8. 人事に関する計画	B	B	A	A	B	B	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成19事業年度の実績を踏まえると、中期目標はおおむね達成できる状況である。
- 低金利と厳しい業務環境の中で、事業費の削減、職員の削減などの経費の節減にとどまらず、職員の能力向上やサービスの質向上に努力していることを評価する。
- 事業費削減の大きな部分は需要の減少という外部環境の変化に起因するものであり、このような外部環境の変化を踏まえた適切な対応が望まれる。
- 利用者の開拓、金融手法の高度化等を通じて、より一層の収支の改善が望まれる。

## (2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事業費の削減・効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費(農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。):中期目標期間中5%以上削減を目標→平成14年度予算対比30.6%削減(決算対比1.1%)を達成。 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費は平成14年度比30.6%の削減となっており、5%以上削減の目標を達成したことを評価。ただし、需要減少という外部要因によるところが大きく、効率化によるとは直ちに判定できないことに留意。</li> </ul>
経費支出の抑制	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費:中期目標期間中13%以上削減を目標→予算対比27.1%削減(決算対比15.1%)を達成。</li> <li>随意契約見直し計画を策定し、計画の進捗管理等のために契約審査会を設置。</li> <li>人件費を17年度決算比8.3%削減(目標2%)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出削減努力を行っており、削減目標を達成していると評価。引き続き一層の業務改善努力を期待。</li> </ul>
事務処理の迅速化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との事前協議を徹底(大口保険、保証引き受け案件、大口保険金請求予定案件のすべてに事前協議を実施等)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基金協会等関係機関との事前協議や情報提供の努力を評価。</li> </ul>
適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務において、それぞれ保険料率及び保証料率算定委員会にて検討を行い、保証料率、保証料率の改定を行うこととした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク水準に応じた保険料率・保証料率区分の見直しが行われたことを評価。今後の動向に注目したい。</li> </ul>
予算、収支計画及び資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>林業信用保証業務における代位弁済率:2.85%(中期目標2.98%以下)、農業信用保険業務における事故率:0.12%(目標0.13%以下)、漁業信用保険業務の事故率:1.51%(目標1.15%以下)。</li> <li>求償権回収金収入:5,041百万円(年度目標5,449百万円)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会経済環境の激変を考慮すると、貸付業務の縮小、代位弁済率の上昇等はやむを得ないと考えられる。</li> <li>財務健全性を確保するための今後のさらなる見直しに期待。</li> </ul>

## 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で118.0(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、職員の勤務地及び学歴構成が挙げられている。しかしながら、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア(ア)、(イ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ(イ))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれない。

法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成16年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:川島 健勇)
目的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴う必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主要業務	1 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと。2 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付けを行うこと。3 奄美群島において振興開発計画に基づく事業(奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業として政令で定めるものに限る。)を行う事業者に対する事業資金の貸付けを行うこと。4 1～3の業務に付帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	奄美群島振興開発基金部会(部会長:横山 彰)
ホームページ	法人: <a href="http://www.amami.go.jp/">http://www.amami.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm">http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm</a>
中期目標期間	4年6か月間(平成16年10月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	1. A <sup>+</sup> 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱いをしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>					
<b>1. 業務運営の効率化</b>	A	A	B	A	
(1)業務運営体制の効率化	A	A	B	A	
(2)一般管理費の削減	A	A <sup>+</sup>	B	A	
<b>2. 業務の質の向上</b>	A	B	B	A	
(1)保証業務	A×2	A×2	A×1 B×1	A×1 B×1	
(2)融資業務	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	
(3)保証業務、融資業務共通事項	B×2	B×2	A×1 B×1	A×1 B×1	
<b>3. 予算、収支計画及び資金計画</b>	B	C	C	C	
(1)財務内容の改善①(保証業務)	B	C	C	C	
(2)財務内容の改善②(融資業務)	B	C	C	C	
(3)財務内容の改善③(余裕金の運用)	B	A	B	B	
(4)予算、収支計画及び資金計画	B	C	B	C	
<b>4. 短期借入金の限度額</b>	○	○	—	—	
<b>5. 重要な財産の譲渡等の計画</b>	—	—	—	—	
<b>6. 剰余金の使途</b>	—	—	—	—	
<b>7. 施設及び設備に関する計画</b>	—	—	—	—	
<b>8. 人事に関する計画</b>	B	A	B	B	
<b>9. その他業務運営に関する事項</b>	A	A			

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> <li>全体として順調に年度計画を達成している。</li> <li>リスク管理債権に関する年度計画については計画を大幅に下回っており、新規リスク管理債権の発生に課題が大きい。余裕金平均残高の増加傾向は財務の効率性の観点から問題がある。</li> <li>利益計画においては、計画の未達の要因分析を行い、現実的な目標設定を行うことを検討されたい。経営指導や事業再生についてもさらに取り組みたい。</li> </ul>

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営体制の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権管理体制の強化のため、期中管理を管理課から審査業務を行う業務課へ移管。</li> <li>引き続き、地元金融機関から保証付融資の報告を電子ファイルにて入手し、入力事務の改善等に活用。地元以外の金融機関からも入手することとした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各指標とも達成されている。</li> </ul>
一般管理費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費は対15年度計画比18.3%削減(年度計画目標12%)。</li> <li>物件費は同比18.0%削減。(年度計画目標9.5%)</li> <li>随意契約や企画競争・公募契約案件については、電気、電話、監査契約等で、やむをえない契約のみである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費(人件費、物件費)の削減率など年度計画を順調に達成している。</li> </ul>

適切な保証条件の設定	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般保証の保証料率の見直しを実施。制度保証については県信用保証協会と同様の運用を行うこととした。</li> <li>「小規模企業活力応援資金」の創設等、保証メニューの改定等を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保証料率の見直しなど、適切な保証条件の設定に努めた。</li> <li>制度保証についても県信用保証協会と同様の運用を行うこととしたことも適切で、各指標とも達成されている。</li> </ul>
適切な貸付条件の設定	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者のリスクに見合った貸付金利体系の検討を行い、リスク区分に応じた段階的な金利設定を実施。</li> <li>事業者のニーズに応じた融資メニューの重点化について検討を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者のリスクに見合った貸付管理体系の検討を行い、段階的な金利設定を行うなど各指標とも達成している。</li> </ul>
財務内容の改善① (保証業務)	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>求償権回収率は3.8%。昨年度比1.4ポイント減で、年度計画11.5%を下回った。リスク管理債権割合は41.8%。昨年度比2.4ポイントの増で、年度計画の26.4%を上回った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理債権割合、求償権回収率とも、年度計画を大幅に未達。特に、新規リスク管理債権の発生に課題が大きい。</li> </ul>
財務内容の改善② (融資業務)	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理債権回収率は9.2%。昨年度比2.0ポイント増で、年度計画10.9%を下回った。リスク管理債権割合は44.5%。昨年度比0.3ポイント減で、計画40.8%を上回った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク管理債権割合、求償権回収率とも、年度計画に未達。特に、新規リスク管理債権の発生に課題が大きい。</li> </ul>
人事に関する計画	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の進捗状況に関する情報を共有し、組織全体での目標管理を行った。</li> <li>リスク管理債権の抑制に努めるため、分掌事務、人員配置の見直しを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね順調であるが、それ自体は目的ではないので、目標管理と業績の関連についての分析と反映に努められたい。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構(平成19年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:島田 精一)
目的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るもののうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 独立行政法人雇用・能力開発機構法第十二条第一項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から13の業務に附帯する業務。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	住宅金融支援機構分科会(分科会長:川口 有一郎)
ホームページ	法人: <a href="http://www.jhf.go.jp/">http://www.jhf.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm">http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	備考
<総合評価>	—	
<項目別評価>		
<b>1. 業務運営の効率化</b>	A	1. A <sup>+</sup> 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱いをしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
(1)組織運営の効率化	B	
(2)一般管理費等の削減	A×2	
(3)業務・システム最適化	A	
(4)入札及び契約の適正化	B	
(5)業務の点検	B	
(6)積極的な情報公開	A	
<b>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	B	
(1)証券化支援業務	A×3 B×5	
(2)住宅融資保険業務	A×1 B×2	
(3)住情報提供業務	A×2 B×1	
(4)住宅資金融通業務	A×2 B×1 C×1	
(5)団体信用生命保険等業務	B	
<b>3. 予算、収支計画及び資金計画</b>	B	
(1)収支改善	B	
(2)繰越損失金の低減		
(3)リスク管理の徹底	A×1 B×4	
(4)予算、収支計画及び資金計画	—	
<b>4. 短期借入金の限度額</b>	○	
<b>5. 重要な財産の譲渡等の計画</b>	○	
<b>6. 剰余金の使途</b>	—	
<b>7. その他業務運営に関する事項</b>	A	
(1)施設及び設備に関する計画	—	
(2)人事に関する計画	A	
(3)積立金の使途	—	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- ・ 繰越欠損金の低減、収支改善については、一定の努力が見られるが、さらなる改善努力が求められる。
- ・ リスク管理債権比率等、一部に目標達成が厳しい状況のものもあり、引き続き、計画達成に向け一層の取組を図られたい。
- ・ 証券化支援業務の運営も順調ではなく、コア事業とも言える業務が依然として十分な事業量に達していないことは重要な問題であり、しっかりと分析する必要がある。
- ・ 融資決定における金融機関との連携の向上については、顧客満足を達成するようプロセス改善、協力体制の構築に一層努める必要があるが、民間金融機関のモラルハザード防止のためのモニタリングなど、より一層のリスク管理体制の強化も望まれる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務委託による効率化及び組織体制の合理化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費:18年度決算比7.9%削減。</li> <li>・ 債権回収会社へ債権管理回収業務等を委託(43,427件委託)。</li> <li>・ 債権回収会社の選定にあたって、企画競争方式で透明性の高い選定を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般管理費等の削減状況は良好。</li> <li>・ 債権回収について、任意売却の方法の改善等、コストを削減していくことも必要。</li> </ul>
証券化支援業務(総論)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関20機関に対し、審査体制等のヒアリング実施。</li> <li>・ 住宅ローンの貸出状況やフラット35の利用者調査等の調査を実施。</li> <li>・ フラット35利用促進のため、機構支店を通じて情報提供。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積極的な取組自体は評価できるが、機構の本業であるにも関わらず想定より利用が低迷している。今後、一層の啓蒙及び有識者との連携強化が必要。</li> </ul>
付保割合に応じた付保基準の設定等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料率のモニタリングシステムの開発を完了。モニタリング結果は平成20年度保険料率の設定の参考等とした。</li> <li>・ 金融機関ごとの融資基準の調査結果を踏まえ、付保基準の強化を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付保割合に応じた付保の基準及び保険料率の設定の具体化が課題。</li> <li>・ 保険会計の考え方に基づく財務諸表の作成が必要ではないか。</li> </ul>
融資決定までの標準処理期間の設定、その期間内に8割以上を処理	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マンション共用部分改良融資:91.4%(標準処理期間13日)</li> <li>・ 子育て世帯向け賃貸住宅及び高齢者世帯向け賃貸住宅融資:68.8%(同45日)</li> <li>・ 高齢者住宅改良融資:51.6%(同14日)</li> <li>・ 財形住宅融資:73.1%(同14日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数値目標の達成率が5分の2となっており、不足書類をなるべく発生させないよう必要書類の確認について金融機関とのより密な連携が必要。</li> </ul>
収支計画、繰越欠損金の低減	3(1) 3(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証券化支援事業:当期総損失33億円、繰越損失金165億円。</li> <li>・ 住宅融資保険事業:当期総利益3億円、繰越損失金47億円。</li> <li>・ 財形住宅貸付事業:当期総利益60億円、繰越利益金316億円。</li> <li>・ 住宅貸付事業等:当期総利益94億円、繰越利益金3,766億円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証券化支援事業について、本業部分での収益力の弱さを計画的に強化していく必要がある。既往債権債権管理業務については、単年度収支の改善を図られたい。</li> <li>・ 繰越欠損金の努力に一層の努力が必要。</li> </ul>
リスク管理債権比率の削減・抑制(既往債権管理業務、証券化支援業務、賃貸住宅支援業務)	3(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既往債権管理業務に係るリスク管理債権残高:平成18年度比3.0%削減。</li> <li>・ 証券化支援勘定に係るリスク管理債権比率:0.34%(18年度実績0.17%)</li> <li>・ 賃貸住宅融資に係るリスク管理債権比率:0.02%(18年度実績0.00%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延滞債権は増加もしくは高止まりしていると考えられる。リスク管理債権の一層の削減が必要であり、一層の適切なリスク管理に取り組まれたい。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- ・ 目的積立金について、平成19年度の評価結果をみると、財形住宅資金貸付勘定において当期総利益が約59.9億円、住宅資金貸付等勘定において約94.0億円の当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない理由等が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後、財務内容の改善等に関する評価を行うに当たっては、当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない理由を明らかにさせるべきである。
  - ・ 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で128.6(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②その他法人固有の事情(業務の専門性)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、これら法人の説明に対する評価委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(7)、(イ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。
- また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-(イ))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれたい。